発行日：2020年06月24日

【第二次】新宮町小規模事業者応援給付金の申請受付

募集期間	2020年6月2日から2020年7月31日まで

目的

緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルス感染拡大により売上高が大きく減少している町内事業者を応援するため、第二次小規模事業者応援給付金の申請を受け付けます。国や県の補助金を受給した事業者であっても、町の支給条件を満たす場合は受け取る事ができます。支給額は一事業者につき10万円（1回限り）。申請期限は7月31日(金)です。

支援内容

▼支給額
支給対象月が4月の場合
　〇法人　10万円

　〇個人事業主　15万円

支給対象月が5月の場合
　〇法人　10万円

　〇個人事業主　10万円

対象者の詳細

▼支給対象者
次の条件をすべて満たす事業者
(1)新宮町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること

(2)次のいずれかに該当すること
ア．　令和2年5月の売上高が前年同月の売上高又は前年1年間の売上高を12で除した平均売上高と比較して30パーセント以上減少していること

イ．　前回の応援給付金を受給していない者で、令和2年4月の売上高が前年同月の売上高又は前年1年間の売上高を12で除した平均売上高と比較して30パーセント以上減少していること

(3)(2)の前年同月の売上高又は前年平均売上高が10万円以上であること

(注1)起業後1 年に満たない者、あるいは業態変化により単純比較できない場合、令和元年12月の売上高、または令和2年1月から令和
　　2年3月までの3か月間における平均売上高の額と比較する。

(注2)常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業では5人以下)の事業者
この従業員には、役員やパートタイム、アルバイトは含
　　みません。

(注3)売上高には、新型コロナウイルス感染症対策関連の給付金（国、県、町）は含めないものとする。

対象地域

お問い合わせ

新宮町役場　産業振興課
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜一丁目1-1
電話：092-962-0238

担当者
会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 担当　：橋本 住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金